

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人白熊会(以下、本法人という)の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する事務費、交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事には、理事の職責に応じて理事手当を報酬として支給することができる。

(報酬等の支給基準の決定)

第4条 本法人の役員及び評議員に対する報酬の支給基準は、別表「役員及び評議員報酬表」に定め、評議員会の決議を得なければならない。

- 2 本法人の全評議員の報酬総額は、定款第8条に定めるとおり、年間50万円以内とする。
- 3 本法人の全理事の報酬総額は、年間550万円以内とする。
- 4 本法人の全監事の報酬総額は、年間40万円以内とする。

(報酬等の支給額の決定)

第5条 本法人は、評議員会にて決議された報酬の支給基準に基づき、役員及び評議員に対し支給する報酬等について、理事会が提案し評議員会にて決定する。但し、支給基準どおりの場合は理事長で専決することができる。

2 常勤理事並びに業務執行理事の報酬等については、別表「役員及び評議員報酬表」に基づき、その委嘱業務及びその能力に鑑み、理事長が提案し理事会の承認を経て、基準額の上下30%の範囲内で報酬を決定することができる。

3 非常勤理事及び監事に対する報酬額は、別表「役員及び評議員報酬表」に定める額とする。但し、監事の評議員選任・解任委員会での職務執行に対する手当は、ここでいう役員報酬には含まない。

4 評議員の報酬額は、別表「役員及び評議員報酬表」に定める額とする。

(費用弁償)

第6条 本法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 非常勤役員及び評議員には、理事会、評議員会の出席並びにそれに準ずる職務執行等に掛かる費用弁償として一回(1日)当たり一律2,000円の支給を基本とする。但し、理事長並びに非常勤の業務執行理事は対象外とする。

4 役員及び評議員には、その他出張等に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給する。

(報酬等の支給日)

第7条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、6月、9月、12月及び3月に支払うものとする。但し、旅費等の費用弁償は、必要もしくは精算手続きの都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに役員及び評議員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員及び評議員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、役員及び評議員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(役員及び評議員の賠償責任保険に関する費用負担)

第10条 法人が加入する役員及び評議員の賠償責任保険の支払保険料について、第三者訴訟に対する支払保険料は法人が負担し、法人に対する賠償の支払保険料は、役員及び評議員が個人負担するものとする。

2 役員及び評議員が個人負担する支払保険料は、役員及び評議員報酬（業務委託契約の報酬は除く）割合及び任期月数割合に準じ各々負担するものとする。なお、保険料は予め法人が支払い、各々の負担額を役員及び評議員報酬の支給時に天引きにて法人が徴収するものとする。

（端数の処理）

第11条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- （1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- （2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第12条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、理事会が決議する。

2 但し法令及び定款に定める事項、理事長が本法人の運営に重大な影響を及ぼすと判断する事項については、理事会が提案し評議員会の承認を経て行う。

（補足）

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29(2017)年4月1日から施行する。

但し、適用は評議員については同日、役員については平成29(2017)年7月1日からとする。

平成29(2017)年4月22日 一部改正

平成29(2017)年6月10日 一部改正

令和元(2019)年6月8日 一部改正

令和2(2020)年7月1日 一部改正

「役員及び評議員報酬表」

職責	勤務形態		単価	年額換算
監事	非常勤	四半期	15,000	60,000
	監事監査	日当	3,000	
	行政監査	日当	3,000	
	評議員会（立会・説明）	日当	3,000	
	*但し、理事会・評議員会が同日開催の場合は支給しない			
	選任・解任委員会	日当	15,000	
評議員	非常勤	四半期	15,000	60,000
	理事会・監査立会等	日当	3,000	
	*但し、理事会・評議員会が同日開催の場合は支給しない			
理事	非常勤	四半期	20,000	80,000
	評議員会（立会・説明）	日当	3,000	
	*但し、理事会・評議員会が同日開催の場合は支給しない			
	経営会議（立会）	非常勤 日当	3,000	
理事	常勤	月額	30,000	360,000
業務執行理事 A	常勤	月額	50,000	600,000
業務執行理事 B（専務・常務理事級）	常勤	月額	75,000	900,000
業務執行理事 C-1（理事長級）	常勤	月額	100,000	1,200,000
業務執行理事 C-2（理事長級）	非常勤	月額	200,000	2,400,000
理事長 委嘱事項	非常勤		都度判断	
費用弁償	会議出席等	非常勤	1回	2,000
		理事長・常勤		0